

外国語通訳を要する刑事手続についての雑感

——日本語事件へのリフレクション——

秋田地方裁判所判事 秋 山 敬

一 はじめに

私は、平成八年三月まで横浜地方裁判所に勤務いたしまして、刑事事件（合議・単独事件の公判手続及び勾留質問手続）を担当しておりました。横浜地裁には外国語通訳を必要とする事件が比較的多く係属しております。私自身も多数の経験をしたのですが、これに基づいて雑駁な感想などを書いてみたいと思います。

★ 件数としては明確な統計に基づいたものではないのですが、単独体の公判期日では一開廷日に一件は必ずあるような感覚をもっておりました。合議体で審理する事件では訴因が争われる事件が多くありました。私が経験した外国人被告人事件での外国語は、ペルシャ語、タガログ語、タイ語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、英語の順で多かったですように思います。

外国語通訳を要する事件の手続において、裁判官が通訳人の通訳によるサポートを得る機会は何度かあります。

外国人事件での通訳というと、法廷での通訳だけをイメージされる向きもあるかと思いますが、それだけではありません。裁判官と外国人被告人（被疑者）とが接するのは勾留質問の機会もありますし、法廷で取り調べられる証拠書類（供述調書）には捜査官に対する被疑者・参考人などの供述が通訳されて記載されているわけです。あるいは、直接裁判所の目に触れることは少ないかもしれませんが、弁護人と被疑者・被告人との接見の局面でも通訳人が活躍しているはずで、このような分類にそって、それぞれの場面における問題点を考えていこうと思えます。

また、外国人事件の問題について考えるということは、外国人事件特有の問題について考えるということだけではなく、日本語を使う通常の事件についても一度考え直すことでもあると思っております。日本語の事件は毎日のようにくりかえして行っておりまして、手続におけるひとつひとつの行為の意味を改めて問いなおすことは少ないのですが、外国人事件を担当する執務の中で思いもしなかった疑問点を提起されたことに触発され、刑事手続について原点に帰ってその制度趣旨を考え直す機会が得られることも何度かありました。このような意味において、本稿では、外国人事件特有の問題に限らず、刑事手続一般の問題にもいくつか触れたいと思えます。（文中、意見にわたる部分は、私個人の意見であることをお断りします。）

二 勾留質問手続

勾留質問手続は、公判期日の手続と同様、通訳人を決定し、裁判所に来ていただくところから始まります。実際には、勾留質問手続の直前に行われる検察官の弁解録取手続の通訳にあたった通訳人にそのまま来ていただいております。検察官と被疑者との通訳を担当した通訳人が裁判所で勾留質問手続の通訳をも担当することにつ

いては、裁判所としての「中立性」に影響するのではないかとの批判もありうると思いますが、検察官段階での通訳人と別の通訳人を手配する余裕がないのが実情ではないかと思われれます。

勾留質問手続の冒頭において、通訳人としての宣誓を行っていただきます。検察庁での弁解録取手続では、通訳人が宣誓をすることなしに、導入部分（手続の説明や黙秘権・弁護人選任権の告知）や被疑事実の読み聞かせを通訳し、それを踏まえた検察官と被疑者とのやりとりを通訳し、更に、弁解録取書に記載した事項の読み聞かせをも通訳するわけですが、その数時間後の勾留質問手続において同じ通訳人が宣誓をしたうえでほとんど同じ内容の通訳をすることになります。このような事態は、通訳人や外国人被疑者にとって奇妙に感じられることかもしれません。被疑者が検察官に対して供述したのと異なることを裁判官に対して供述しようとする場合には両方の手続を同一通訳人が担当することの問題性が顕在化する可能性があります。私の経験した範囲ではそのようなことはありませんでした。

1 勾留質問手続の位置づけ

通訳を要する外国人被告人に対しては、公訴提起の後、法廷通訳を依頼する予定の通訳人に起訴状記載の公訴事実の翻訳をお願いし、被告人に対し公訴事実の要旨の翻訳文を送ることになっていきますから、被告人はこれによって自分がどのような事実関係で裁判を受けることになるのかについて母国語で理解することができます。勾留質問手続における被疑事実の読み聞かせ（母国語に通訳されたもの）は、右の公訴事実の要旨翻訳文の送付に先立つ、被疑者が当該手続において自分にかけられた容疑事実を理解するための適切な機会であると考えます（多くの事件では勾留請求段階の被疑事実のまま、公訴提起されるわけです）。

勾留質問手続が一連の刑事手続の中でどのような機能を果たすべきかについてはさまざまな要素を考える必要

がありますが、

- ① 勾留に関する裁判を担当する裁判官が被疑事実の存否、勾留の要件（勾留の理由・必要性）の存否、先行手続における違法の有無などの検討をする際の資料を収集する
 - ② 被疑者に対して、自分がどのような犯罪事実でその刑事手続に載せられているのかについて理解させる
 - ③ 刑事手続に載せられる被疑者に対して手続上の権利（黙秘権・供述拒否権、弁護士の援助を受ける権利のほか、身体を拘束されても外部と交通できる権利など）を知らせ、権利を行使する機会を与える
 - ④ その段階で被疑者が陳述した事項を忠実に記録する
- といった事項が考えられます。

日本人の場合には全部をきちんとした論理的な文章で話さなくても、被疑者に趣旨を伝えることができます。ところが、外国人被疑者に対し右の事項を伝えるためには、『以心伝心』的な伝達はほとんど望めませんから、単純かつ論理的な文章できちんと話すことが必要ではないかと思えます。また、逆に、被疑者の発言も通訳がいる席上でしっかり聞き取ることも要求されます。

2 勾留制度についての理解

勾留質問手続において外国人被疑者に特徴的に現れる質問は、「自分はその後どうなるのか。いつまで身柄を拘束されているのか。」というものです。「容疑事実とされている罪を犯したことは認める。早く自分の国に帰りたい。いつごろ帰れるのか。」という質問は何度も受けました。裁判官としては、「勾留は原則一〇日間で、やむを得ない事情があれば更に合計一〇日間の範囲で延長される。」という説明をすることが多いのではないかと思います。これ自体は誤りであるとはいえませんが、

あるとき、勾留中求令状の公訴提起を受けて外国人被告人に対する勾留質問をしたことがありました。その被告人の言うには、「最初の勾留質問で」裁判官から『あなたを一〇日間拘束する。更に一〇日間延長することがある。』と言われた。今日で二〇日目である。』そして「二〇日経ったのだから釈放してほしい。」というのです。そのときは、「容疑が切り替わったから、新たな犯罪事実に関して勾留質問手続を行い、そちらの事実で新たにあなたを勾留するのである。」という説明をしました。

そのときはそれで納得してもらったように思いますが、通常の場合、公訴提起時に勾留状は切り替わりません。逮捕に引き続いて勾留請求され、勾留の裁判があつて執行を受けている被疑者がそのまま公訴提起された場合、公訴提起後もなぜ身柄拘束（勾留の裁判の執行）が継続するのかについて、そのからくりを外国人被告人に説明するのはかなり難しいのではないかと思います。接見の際にそのことを質問された場合、弁護士の方々はどのようにお答えになるのでしょうか。

その体験もひとつの契機となつたのですが、刑事手続における勾留について改めて考えてみました。その結果、「逮捕に引き続く勾留に関して」勾留期間は一〇日間である。その勾留期間は一〇日間以内で延長されうる。」という言い方はけつして正確なものではないと思うようになりました。

刑事訴訟法の教科書などには「逮捕に引き続く」勾留の期間は「一〇日間である」と書いてあります。しかし、刑事訴訟法の上で「勾留の期間は一〇日間である」と正面から規定した条文は存在しません。六〇条二項は明確に「勾留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。」と規定しているのに、これに対応するような条文はないわけです。司法警察員から逮捕された被疑者を受け取つて勾留を請求した検察官は、裁判官が勾留の裁判をしたケースにおいては、勾留を請求した日から一〇日以内にその被疑者について公訴を提起するか、被疑者

を釈放するかどちらかを選択しなければならぬだけです（二〇八条一項）。勾留による身柄拘束期間は一日間である（身柄拘束期間の終期は勾留請求の日から起算して一日後である）、とはどこにも定められていません。

二〇八条二項については、勾留期間延長あるいは勾留延長と表現されるのが普通です。しかし、この条文をよく読むと、規定されているのは「勾留期間」の延長ではありません。延長することができるのは「前項の期間」であり、その「前項の期間」とは何かというところ、二〇八条一項の「検察官が公訴を提起するか、被疑者を釈放するかを決定するまでの期間」として与えられた「一日間」のことなのです。

「起訴前の勾留」「起訴後の勾留」という用語もよく使われますが、これが単に、刑事手続における勾留の開始のしかたが二種類あり、ひとつが逮捕に引き続いて検察官が裁判官に勾留を請求し、裁判官が勾留の裁判をして開始されるタイプであり、もうひとつが公訴提起後、裁判官（裁判所）が勾留の裁判をして開始されるタイプ（その圧倒的多くは検察官の要請による）である、ということならば正しいと思います。しかし、一件の事件について、「起訴前の勾留」が「起訴後の勾留」に切り替わるという言い方は正確ではないと考えます。一件の事件（事実）に関しては勾留は原則としてひとつしかないので、逮捕に引き続いて検察官が勾留請求をし、裁判官が勾留の裁判をしてその執行が開始されると、その執行はその手続の全過程を通じて続きます。その執行の期間は公訴提起後二か月後から一か月ごとの更新決定によって更新されますし、執行の途中で停止されることもあります（勾留執行停止や保釈）。

ひとつの手続の中に「起訴前の勾留」と「起訴後の勾留」とがあつて、前者が後者に自然に移行する、あるいは、公訴提起によって「起訴後の勾留」が自然に開始されるなどという説明のしかたは、現象の表面だけをとら

えるものであり、刑事訴訟法の規定する手続構造を理解しているものとはいえません。

以上の考え方に基づきますと、前記の被疑者が発した「勾留による身柄拘束はいつまで続くのか」という質問に対しては、「私（裁判官）が勾留の裁判をすると、その裁判の執行はこの事件の手続の終了まで継続する。ただし、最初の一〇日間（その期間の延長があれば最大二〇日間）の間に検察官が公訴提起をしない場合または不起訴処分をした場合は釈放される。公訴提起後は二か月後から一か月ごとに期間が更新される。勾留執行停止（公訴提起後は、これに加えて保釈）の裁判があれば勾留の執行は停止されるし、勾留取消の裁判により勾留自体が取り消されることもある。」という答え方をするのが正確である、ということになります。かなり理屈っぽい説明になるかもしれませんが、自分がいつまで拘束されるのかを知りたい被疑者に対しては手続構造をできるだけ正確に伝える必要があると考えます。

裁判官サイドでの感覚になりますが、「起訴前の勾留」「起訴後の勾留」という考え方ですと、自分の下す裁判の効力で被勾留者を拘束するのは一〇日間（最大二〇日間）だけであるという感覚を持ちがちです。しかし、自分が下した勾留の裁判が手続過程の全体を通じて効力を持ち続けるということを自覚すべきではないかと思えます。

3 外国人被疑者の勾留

日本人の場合、身柄拘束が何日続くのかなどという質問をすることはほとんどありません。逮捕・勾留の経験がある者は当然わかっていくわけですし、経験のない者も捜査官あるいは勾留担当職員に聞いて手続のあらましを理解しているようです。外国人ですと、異国で警察に身柄を拘束され、頼るべき知人とは交通を遮断されて、確かに不安は大きいのでしょうか。旅券不携帯や不法残留で逮捕された被疑者は日本のことをほとんど知らないまま入国してきた（下手をすると入国直後にパスポートを取り上げられてしまっている）場合もあり、勾留質問手

続でうちひしがれた表情を見せる者も少なくありません。

被疑者に対し、手続が今後どう展開していくのかの見通しを教え、わずかにせよ日本で形作られていた生活（アパートの部屋など）の後始末を進め、知人や家族との連絡を行うためには弁護士人の活躍が望まれるところで、私が勾留質問手続を担当しておりましたときには、被疑者に応じて当番弁護士制度のことを教示する度合いを微妙に変えていました（重大事件、若年者・身柄拘束が初めての者、被暗示性が高そうな被疑者、自白が証拠上重要になりそうな事件の被疑者などはやや強めに当番弁護士制度のことを教えていました）が、外国人被疑者に対し当番弁護士制度をどの程度まで踏み込んで教示するかは、なかなかむずかしいところです。

4 保 釈

勾留された外国人（特に問題となるのは、一度は在留資格があつたが刑事手続の進行中に在留期間が経過し、更新をしていない者）の保釈請求に対してどのようなスタンスをとるかには困難な問題を含んでいます。問題は検察官のところだけにとどまらず、入管当局の意向を考慮せざるを得ないのですが、裁判官は検察官とちがつて入管側の意向の把握のしかたに慣れていないため、検察官や弁護人を介してのやりとりになりがちで、やや隔靴搔痒の感がありました。仮に、保釈を許し、身柄を釈放したとしても、在留資格がないとすると入管に身柄を持つていかれ、公判の進行とは無関係に強制送還されてしまう可能性があるのでは、公判手続を維持運営する責任を負う裁判所としては簡単に身柄を釈放することはできない、ということになってしまいます。強制送還されないにしても、収容施設から裁判所への往復に誰が付き添うか（入管側には付き添う人手が少ないということも聞きます）の問題もあります。そのようなことで、従前、外国人の保釈についてはなかなか日本人と同じ感覚ではないかなかったので、最近、外国人事件に関心をもつ弁護士さんたちが入管当局に働きかけ、裁判所の危惧の外

堀を埋めるような形を整えた上で保釈請求をする実践が見られるようになりました。裁判所から見ると、入管当局も法務省傘下の機関であり、検察官とは緊密な連絡がとれているように想像しがちですが、実情は必ずしもそうではないようです。

三 公判期日手続

1 公判裁判所の準備

起訴状を受理しますと、まず通訳人を選定することになります。事案の難易等を勘案して把握している通訳者から適当な人（公訴提起前に関与した人を選けて）を選んで依頼します。このあたりはほとんど書記官室任せでしたので詳しいことは申せませんが、これが意外と困難なようです。できれば、裁判所のある同一県内で通訳人が見つければいいのですが、神奈川県ですら県内だけで通訳人を見つけることはできずに、意外な遠距離から来ていただいています。おそらく、近県の何県かの裁判所、あるいは捜査機関が同一の通訳者をお願いしていることになり、そうなると、続行期日を決めるときに近い期日になかなか入らないことにもなりかねません。通訳者の数を着実に増やしていくことが必要であると思います。

書記官が公訴事実を要約したものを作り、これを通訳人に依頼して翻訳してもらって被告人に送ります。外国入事件の場合、ほとんど勾留質問を経由していますから、自分にかかれた容疑は勾留質問時（求令状起訴も含め）に既に把握しているはずですが、母国語で書かれた公訴事実の要旨を手もとに持つておくことは公判での防御活動にとっていくらかでもプラスになるのではないかと思います。

起訴状に記載される公訴事實は独特の用語法によって記述されます。これに慣れた人（我が国の法律実務家）

は別として、慣れない人から見ると難解な点があるかもしれません。そして、これを外国語に翻訳すると、翻訳の上で困難な点も生じる可能性もあるだろうと思います。公訴事実といえども、平易な（翻訳しやすい）文章で記述することが望ましいのでしょうか。そして、このことは日本語事件においてもいえるわけです。以前にくらべると、日本語の起訴状も平易な言葉づかいが意識されるようになってきたように思います。

2 第一回公判期日

単体の事件はほぼ全部が公訴事実を認めるケースです。合議体の事件の場合は争う事件の割合がかなりありました。

公訴事実を認める事件では淡々と手続が進んでいきます。審理にあたって考えるのは、手続の中での被告人とのコミュニケーションを確実に維持し続けることです。検察官の冒頭陳述を聞いた後に被告人の感想・言い分を述べる機会を入れたり、重要な供述証拠（被害者の供述調書など）の要旨の告知を聞いた後に何か言いたいことはないかとの質問をはさんだりして、常に、被告人が手続をフォローしているかどうか気に使います。被告人が沈黙しているからといって手続の中で何が行われているかを理解しているとは限りません。

かといって、証拠書類についてすべて朗読・通訳をしていたら時間がいくらあっても足りません。検察官の証拠請求のしかたや、裁判所の証拠調べ方法のありかたなど考慮すべき点は少なくないと思います。

私が少しずつ実践しようとしていたことなのですが、被告人側の同意のあった書証の取調べの際に、証拠書類群の中のものもとても重要と思われる証拠（被告人が真犯人であると特定するに至った経緯を示す証拠、被告人を逮捕した経過を示す証拠、罪体部分を証明する本質的な証拠、被害者の被害感情を示す証拠）については、その部分だけでも検察官に朗読してもらいます。そして、その朗読した部分に付箋をつけておいてもらい、証拠書類の

文章を通訳人に直接目で読んでもらってそれを外国語に通訳してもらおうというやり方（それらの証拠書類を通訳人席に持っていきます）を試みておりました。この方法によりますと、「日本語の書き言葉↓検察官の話し言葉↓通訳人の話し言葉」という経路で裁判官や被告人に伝達されるのではなく、「日本語の書き言葉↓通訳人の話し言葉」というショートカットをした経路で伝達がなされるわけです。情報の伝達経路が短いということは、ことばの伝達に伴うノイズの混入（読み間違い・聞き間違い・通訳間違い）を少なくできることにもなると思うのです。

さらにさかのぼると、公判廷における証拠書類の朗読・要旨の告知は一体何のために（どのような目的意識を持って）行うのか、という自問をすることにつながっていきます。私自身、答えを見つけたわけではないのですが、刑事訴訟法が規定している証拠書類の取調べ方法の意味をさらに深く考えてみなければならぬと思っています。

出入国管理及び難民認定法違反の事件では情状証人が請求されることは少なく、書証の取調べ以外は被告人質問だけというケースがほとんどです。被告人質問の中で、弁護人が、再犯のおそれを否定しようとする意図からなのでしょいか、「もう日本には来ませんね」という質問をして、被告人に「はい」と答えさせるやりとりがなされることがありますが、これはやっぱり悲しいです。また日本に来ることができるのであれば法律に違反しない形で来てもらえばいいし、そのときには日本の自然や文化や経済に触れていってほしいと心の底では思います。今回は、日本の入管法に違反したばかりに裁判を受けることになったけれども、公判廷における手続を通して日本の司法手続のレベルの高さ（人権保障度の高さ）を感じた上で帰国してもらいたい、などということに思いが及んだりもします。

3 公訴事実を争う事件の審理

同意書証の取調べ以外に証人尋問等を実施する事件における公判進行・心証形成の問題は、日本語事件とそう異なることはないはずですが、やはり、真相が見えてこないという感じを持つことも珍しくありません。通訳人を間に介在させているために法廷でのやりとりが生き生きとした日本語ではないということ、外国人の場合は人間の行動パターン・社会行動の上での暗黙の前提のようなものを外国人の被告人（証人）と日本人の訴訟関係人との間で共有しにくいということがあるのだと思います。

質問の字面の上では同じ論理を用いていても、日本語を共有する場合は、顔色を見たり、あうんの呼吸で迫ったりすることもありうるわけですが、外国語の場合はほとんど、文章としての論理で迫らざるをえないわけですから、外国人事件の審理を充実したものにするためのひとつの要素は、裁判所スタッフをはじめ訴訟関係人がその国のことに興味・関心を抱くことではないかと思えます。その国の言葉を習得するのは無理だとしても、その事件の中でポイントになるような事項を示す単語ぐらいいは裁判所スタッフも覚えておくべきでしょう。

言語がまったくわからないと、外国人や通訳人が外国語で話している時間は訴訟手続がブラックボックスに入ってしまった感覚すら持つのですが、単語のひとつでも理解しようという気構えが必要なのかもしれません。裁判所書記官がじっと耳をすませて聞いていて、通訳人の通訳が不十分だった箇所気づいたケースもありました。

★ 通訳人がその外国語を母国語とする方である場合はもちろん、日本人の通訳人であっても留学などその国で生活した経験のある方の場合、その国の生活習慣の一端を雑談の中でお話しただけだと、当該事件を理解するのに役立つのではないかと思います。勾留質問のときには待ち時間がありますし、公判期日の場合でも公判前の時間などに通訳人の方と話す機会をとってその国のことを少しでも理解する努力をすべきだと思います。

外国人の被告人にせよ、証人にせよ、捜査機関の取調べに際して日本語で書かれた供述調書の作成に依じているのが通常であり、供述調書の末尾に母国語での署名をしています。被告人質問や証人尋問で、供述調書の内容を指摘されて質問されると、そんなことは供述していない、あるいは、そういうニュアンスで供述したのではない、という反応が出る 경우가少なくありません。

「捜査官の日本語↓通訳人の母国語↓供述者の母国語による理解／表現↓通訳人の日本語↓捜査官の日本語による理解」というプロセスを経て供述調書の内容たるべき事項が記載され、完成したところで、ふたたび、「捜査官の日本語↓通訳人の母国語↓供述者の母国語による理解」というプロセスを踏んで署名をするわけで、その過程でニュアンスが異なったものになってしまうこともありうるでしょう。日本語で内容が記載された供述調書の後から読む者は、原供述者の理解／表現がどの程度まで忠実に日本語の上で再現されているかを手探りで考えなければならず、これも困難のひとつの原因かもしれません。

四 供述調書を法廷で取り調べるということ

1 供述調書の取調べの意味

被疑者または参考人が捜査機関に出頭し、捜査官の質問に対して答えた供述を録取した書面（そして、供述者が自分の供述した内容が間違いなく録取記載されたことを確認して署名押印したもの）、いわゆる供述調書が公判廷で取り調べられるというのは、刑事訴訟法三二〇条の例外として、三二一条以下のどれかのチャンネルを通じて登場してくることをいうわけです。

供述調書を公判廷で取り調べる方法としては、供述調書に記載されている日本語の文章を検察官が朗読し、ま

たはその要旨の告知をすることによって行います。その朗読または要旨の告知を聞いている裁判官、被告人、傍聴人は、それを聞いていて何をイメージするべきだろうか、という問題意識を持っておりま

す。多くの実務家・研究者による自白の任意性信用性等に関する研究が進展蓄積されているためもあるのでしょうが、供述調書というと、その供述が捜査段階においてどのようになされたのか、供述者が取調官に対してその供述をしたのか、という点を考えがちです。たしかに、供述調書の記載は、捜査段階でどのような供述がなされたのかを、時間と空間を超えて、公判廷に在る訴訟関係人に伝達するという機能を有していることは事実です。

しかし、刑事訴訟法三二〇条は、三二一条ないし三二八条の場合を除いて、公判期日における供述に代えて書面を証拠とすることを禁止しているわけで (no document shall be used as evidence as a substitute for a statement of any person given orally on the date for the public trial.)、その逆を考えると、三二一条ないし三二八条の場合は公判期日の供述に代えて書面を証拠にすることができることになります。

この「公判期日の供述に代えて」という部分が大事だと思っております。本来であれば、捜査段階における供述者を公判廷に召喚して供述を求めべきなのだけでなく、種々の理由から、それに代えて、捜査段階で作成された供述調書の朗読(要旨の告知)を行うことを許したわけです。この意味で、もしかしたらあり得たはずの公判廷での供述者の供述と、実際に行われる供述調書の朗読(要旨の告知)とは論理的に等価なものとして扱われなければならぬ、と考えます。言いかえると、証拠調べを行って心証をとろうとする者にとって、その供述者が公判廷で供述をしたのを聞くことと、供述調書の朗読を聞くこととで、その心証形成に与える作用は同一でなければならぬ、ということになります。裁判官は、供述調書の朗読を聞いていて、証言台に虚像の供述者が現れて

その内容どおりの供述をしているのを聞いているかのようなイメージを抱くことになるでしょう。

なぜ、このようなことを申し上げるかという点、供述調書はそのことを意識して作成されるべきだし（事実関係の微妙な部分については当然一問一答式の記載が望ましいわけです。供述調書の朗読を聞く側は、あたかも公判廷で質問と答えがやりとりされるのをイメージしながら聞いているわけですから）、弁護人が三二六条の同意を与えるか否かの判断をする際にもそのことを踏まえて判断をしてほしいからなのです。

2 外国人の供述の録取

このような観点をもって考えると、供述者が外国人の場合の供述調書はさらに問題が複雑になります。

一番いいのは、供述者が供述したとおりの母国語の文章を朗読し、これを通訳していただくことです。このやり方が、供述者が公判廷で母国語で供述し、これを通訳人に通訳してもらい、訴訟関係人が日本語で理解するのと一番近いわけです。被告人は、供述者が供述する母国語のまままで内容を理解し、これに対して反駁するための思考をすることができます。

ところが、現実には、供述者が捜査官に対し母国語で供述した内容を捜査段階の通訳人が通訳して日本語にして供述調書に記載し、これを公判廷に持ってきて日本語で朗読し、これを聞いている被告人には更に逆方向の通訳をするということになります。その通訳した文章が、オリジナルの文章と全く同じであるとは限りません。通訳を介する回数が増えれば増えるほど、オリジナルの文章とニュアンスが異なる部分が混入してくることは避けられないことです。

現実の捜査実務において、すべての場合に母国語での記録をとることは困難であろうと想像します。しかし、通訳によってニュアンスが微妙に変わってしまいそうな部分については、母国語での言い回しを記録しておくよ

うな工夫があってもいいのではないかと思います。私の経験の中で、被告人が捜査段階で書いた（当然、母国語での）上申書が法廷に提出されたことがあります。それを法廷で訳してもらいましたが、日本語で書かれた供述調書を読むよりはるかにリアルに理解できたことがあります。

あるいは、通訳人が取調べに際にとった外国語でのメモなどは（もし、そのようなものが法廷に提出されるのであれば）、取調室でのやりとりの法廷における再現という意味でかなり重要な意味を持つてくるのではないかと考えます。

捜査段階において外国人を取り調べ、その供述を得て供述調書を作成する場合に、通訳を介する回数を重ねることによるノイズの混入を少なくするための方法として別図のようなやり方が考えられます。捜査官及び通訳人の負担が大きすぎるものになっては困りますが、その供述が後の公判手続においてもつてであろう重要性の度合いによっては、このように日本語バージョンと母国語バージョンの二種類の供述調書を作成しておくことを考えるべきだろうと思います。

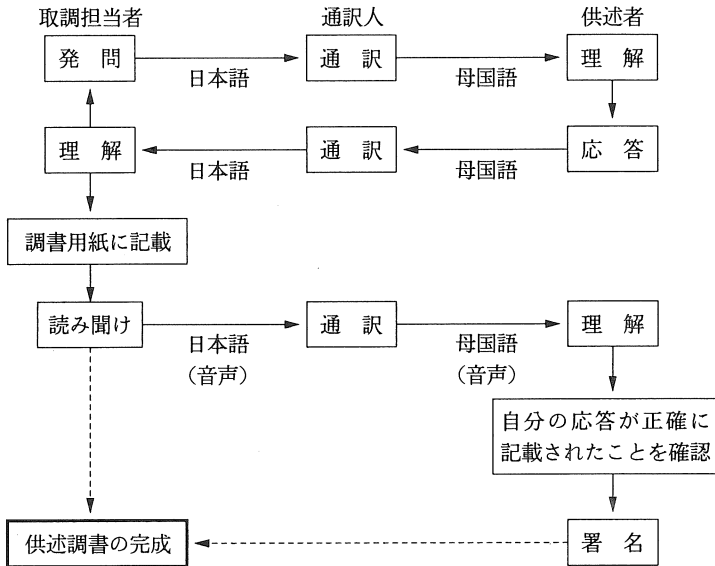
外国語に通訳されることを念頭に置きながら日本語を話すことは、簡単なように見えて意外と難しいところがあります。「平成」は訳すことができませんが、日本人の法曹なら何気なく使う「甲何号証、乙何号証」の甲・乙も通訳することはできないでしょう。あるいは、共謀共同正犯などという概念は我々にとっては常識ですが、外国人被告人がすっかり理解しているかどうかは心もとありません（もつとも、日本人被告人の場合でも同じです）。

また、外国人にとってはあたりまえの言葉であっても、訴訟関係人の日本人にとって理解が容易ではない概念もあるかと思えます。そこで、時々使う手なのですが、ある概念について、供述者に母国語で言ってもらうこと

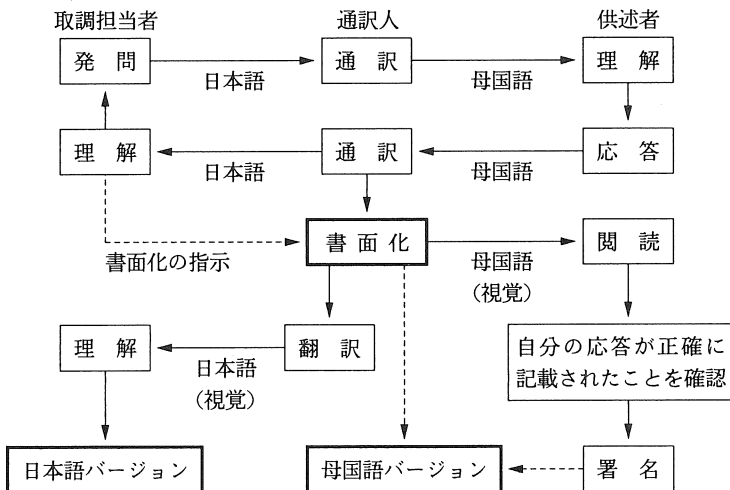
外国語通訳を要する刑事手続についての雑感

別図

(1) 日本語で作成された供述調書を読み聞けして確認を求め、署名を得るやり方



(2) 母国語で供述調書を作成し、供述者に関読させて確認を求め、署名を得るやり方



を試みております。たとえば、「覚せい剤」という言葉を例にとりますと、日本語の俗語や略語は多いのですが、外国語でもいろいろな俗語が出てきます。供述調書でもなるべくそういう俗語を取り入れて録取していただく、記載内容にいつそうリアリティが出るのではないかと思っております。

五 おわりに

以上に述べましたことのほかにも、刑事政策の局面として、有罪が認定された外国人被告人に対する量刑についてどう考えるかという問題もあります。沖縄米兵事件で多くの人々の関心呼びましたが、外国人に対して量刑を考える場合に日本人に対するのとまったく同様に取り扱ってよいかどうかということは、外国人事件を担当するたびに突きつけられる問題です。日本語を話すか否かに限らず日本に在住している者（今後、日本に在住することが予定されている者）に対する刑の言渡しは、彼／彼女がいずれ我が国の社会（地域共同体）へ復帰し、ふたたび社会の一員として生活することを念頭においてなされるわけです。これに対し、今後我が国に在住することを予定していない者が我が国で犯罪を犯し、その者が検挙されて公訴提起され、有罪判決を言い渡すことになった場合には、そのような視点に立つことは本来必要ないはずで、その被告人が本国に帰国する（送還される）ことが予定されている場合でも、本国での更生（社会復帰）のことまで考えるべきなのかということも思います。私自身、確たる結論を見いだせませんが、このような点についても幅広い論議がなされるべきではないかと思えます。

外国人事件を担当する際に思うのは、言語が違っただけではなく、犯罪観や刑事手続観も異なるであろう外国人に対し、我が国の感覚だけで接するのではなく、我が国とは異なる感覚があることも許容して刑事手続を運営し

ていく視点が必要だろうということです。もちろん、我が国の犯罪観・刑事手続観を基調にした上で、異なる感覚をも尊重しようということなのですが。そのためには、我が国の刑事手続を的確に理解し、その精神を正確に体現した運用を心がけなければなりません。

外国人事件は今後も増加していくことと思われまます。外国語通訳を利用するという視点から改善を要する点を洗い出し、諸外国に対し恥ずかしくない刑事手続の運用態勢を構築するとともに、通常の日本語事件の手続の運用についても更に深く考える機会にしていきたいと思います。